解散公告

当社は、平成二十五年三月二十日開催の株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月五日

鳥取県東伯郡琴浦町大字槻下九六六番地
有限会社めいふらわあ
清算人　盛山　豊

解散公告

当法人は、平成二十五年二月三日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月五日

長崎県島原市城内三丁目一〇五四番地二
特定非営利活動法人すこやかサポート島原成年後見センター
清算人　坂本　正樹

解散公告

当社は、平成二十四年十二月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月五日

鹿児島市城山町五番三〇号
有限会社鶴栄フーズ
清算人　小山　光義

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年四月一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月五日

北海道函館市美原一丁目一八番一九号
財団法人函館市水道サービス協会
代表清算人　佐藤　理

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月五日

大阪市中央区大手前一丁目七番三一号
大阪市都市工学情報センター
代表清算人　大堅　敢

平成二十五年四月五日

山梨県甲府市北口二丁目一五番四号
財団法人帝京山梨教育福祉振興会
代表清算人　冲永　荘八

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年四月一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月五日

山梨県笛吹市石和町四日市場一五六六番地
財団法人山梨伝統産業振興会
代表清算人　冲永　荘八

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月五日

山梨県甲府市丸の内三丁目三三番七号教育会館内
財団法人山梨県高等学校教育振興会
清算人　跡部　和

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月五日

岐阜県可児市瀬田一五八四番地の一花フェスタ記念公園内
財団法人花の都ぎふ花と緑の推進センター
代表清算人　石黒　雄教

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により、平成二十五年四月一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月五日

大阪市中央区大手前一丁目七番三一号
財団法人大阪市都市工学情報センター
代表清算人　大堅　敢

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月五日

島根県松江市西川津町二五四七番地
財団法人梅園報恩会
代表清算人　仙田　一吉

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年二月三日開催の理事会の決議により平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月五日

山口県美祢市大嶺町東分三二六番地一
美祢市土地開発公社
代表清算人　林　繁美

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年十一月十四日開催の理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月五日

福岡県福岡市博多区吉塚本町一三番五〇号
財団法人福岡県消費者協会
代表清算人　阿部　眞也

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年一月十五日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月五日

宮崎県串間市大字奈留五一九一番地
医療法人鴻風会
清算人　鴻野　貞彦

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日までの存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月五日

鹿児島市郡元一丁目二一番二四号鹿児島大学事務局内
財団法人鹿児島大学援助会
代表清算人　島　秀典

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月二十二日付けで沖縄県知事の許可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月五日

沖縄県糸満市西崎町三丁目一番地
財団法人糸満市公共施設管理センター
代表清算人　兼島　景孝

解散公告（第二回）

当社は、平成十三年八月十日開催の社員総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月五日

千葉市中央区本町二丁目六番一号
有限会社三和住宅
清算人　山口　一郎

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月五日

千葉県銚子市若宮町一番地の一
財団法人銚子市育英会
清算人　房州　洋一

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月五日

東京都新宿区左門町九番地
財団法人国民保健会
清算人　玉盛　正陽